

土壤汚染対策に関する Q & A

土壤汚染対策法(以下「法」という。)及び横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)の土壤汚染対策に関する Q & A を掲載しています。ご不明点については、水・土壤環境課 土壤対策担当にお問い合わせください。

土地の土壤汚染の状況に関すること

[Q この土地に土壤汚染はありますか？](#)

[Q 横浜市内で自然由来特例区域・埋立地特例区域はありますか？](#)



質問をクリックすると、該当箇所へ移動します。

土壤汚染対策の手続き全般に関すること

法・条例共通

[Q どのような場合土壤汚染対策関係の届出が必要ですか？](#)

[Q 特定有害物質の使用等の定義は何ですか？](#)

[Q 事業所敷地内の建物において、関連会社が入替わる際には、どのような手続きが必要となりますか？](#)

法のみ

[Q 有害物質使用特定施設とは何ですか？](#)

条例のみ

[Q 特定有害物質使用等事業所とは何ですか？](#)

[Q 特定有害物質使用等事業所であるかはどのように調べたら良いですか？](#)

[Q ガソリンスタンドは、特定有害物質使用等事業所に該当しますか？](#)

[Q PCB 廃棄物を保管している事業所は、特定有害物質使用等事業所に該当しますか？](#)

[Q 事業所で「ほう酸」含有の殺虫剤、「ふっ素」含有の歯磨き粉を使用しています。特定有害物質使用等事業所に該当しますか？](#)

[Q 検査の標準試薬で微量の有害物質を使用していますが、条例第64条の使用状況等の記録は必要ですか？また、ほとんど使用しない試薬についても記録は必要ですか？](#)

土地の形質の変更に関すること

法・条例共通

[Q 土地の形質の変更とはどのような行為ですか？](#)

[Q 建築物の解体を予定しているが、届出対象となりますか？](#)

[Q 既に一定規模以上の土地の形質の変更の届出をしている工事について、届出後に計画が変わり施工範囲が拡大することになった。拡大面積は500平方メートルほどだが、届出は必要ですか？](#)

[Q 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更は、事後の届出も不要でしょうか？](#)

[Q 数年にわたる大きな事業を計画しており、1期工事と2期工事に分かれているが、どこまでを一連の工事とみなすのでしょうか？](#)

[Q 計画が未定で、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに掘削・盛土の範囲が確定できない場合、どうすれば良いですか？](#)

[Q 過去に行った土壤調査の結果を土地の形質の変更届出書と一緒に提出することはできますか？](#)

[Q 運河により A 工場、B 工場に分かれている事業所において、A 工場から B 工場に排水配管が接続されています。この場合の「敷地の範囲」、「A 工場-B 工場間の土壤の移動」について、教えてほしい。](#)

[Q 形質変更時の調査命令発出の有無は、横浜市ではどのような資料を基に判断しているのでしょうか？](#)

[Q 土壤の飛散等拡散の防止措置はどのようなものが考えられますか？](#)

法のみ

[Q 有害物質使用特定施設を持つ土地において900平方メートル以上の形質変更を行う際は届出が必要となるが、過去に特定施設において特定有害物質を使用していた場合、形質変更の際に届出は必要です](#)

か？

Q 法第3条第7項の届出はあらかじめ届け出ることとなっているが、目安として形質変更の何日前でしょうか？

条例のみ

Q 特定有害物質使用等事業所の敷地において、土壌を外部へ搬出しない形質変更は、届出対象外となり、何の規制もかからないのですか？汚染のおそれのある土壌が敷地内を移動することで問題はないのでしょうか？

土壌汚染状況調査に関すること

法・条例共通

Q 土壌調査が必要になるのはどのような場合ですか？

Q 土壌調査を実施するのは誰ですか？

Q 土壌調査を実施する場合どうしたら良いですか？

Q 形質変更時の土壌調査について、形質変更の範囲(深度)は考慮されるのでしょうか？

Q 形質変更の掘削深度+1mの調査で汚染が確認された場合、それ以深の調査は必要ですか？

Q 土壌調査の結果、汚染が認められた場合はどうなるのですか？

法のみ

Q 操業中の事業所で実施した土壌調査の結果を、有害物質使用特定施設の廃止時に利用することはできますか？

Q 操業中の事業所で土壌調査を実施し土壌汚染除去の措置を行った場合、有害物質使用特定施設廃止時の調査は不要となりますか？

条例のみ

Q 条例第64条の「特定有害物質の使用状況等の記録」は、(条例)土壌汚染状況調査結果報告書の地歴調査相当とみなせますか？

Q 区域の指定基準、地下水基準は、土壌汚染対策法と同じですか？

Q 浅い位置で土壌溶出量基準超過が確認された場合、条例第68条の2に基づく地下水調査は、深い位置までボーリングして行う必要がありますか？

Q ダイオキシン類の調査は、指定調査機関が実施する必要がありますか？

Q 「ダイオキシン類対策特措法」と「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、定期的に管理状況等の調査・記録・報告を行っている廃棄物焼却炉を設置しています。「ダイオキシン類に関わる記録の管理等」は特措法と廃棄物条例の規定の順守が同等の行為と認められるのでしょうか？

(条例)要措置区域・(条例)形質変更時要届出区域に関すること

法・条例共通

Q 調査結果を報告後、区域指定にされるまでにどれぐらいの期間がかかりますか？

Q 地下水基準を超過していた場合、その旨を周知及び公表する必要がありますか？

Q 要措置区域において措置を実施する際の施行方法について、地下水位の管理と地下水の水質の監視はどちらも行う必要がありますか？

Q 汚染のおそれが生じた位置が地中にあり、当該深度で土壌調査を実施した結果、基準に適合しておらず区域指定された場合、汚染のおそれの生じた位置より浅い位置の土壌は汚染土壌として扱う必要がありますか？

Q 土壌汚染が確認された場合に(条例)土壌汚染状況調査報告書と汚染除去等計画を同時に提出することはできますか？

Q 区域の解除について、地下水基準超過があった場合は、措置後の地下水モニタリングが必要ですか？

法のみ

Q 工業専用地域で事業所の下流側が海の場合、事業所で特定有害物質を使用等していても、臨海部特例区域の要件を満たす可能性はありますか？

条例のみ

Q 自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域及び臨海部特例区域は条例にも規定されていますか？

土地の土壤汚染の状況に関すること

Q	この土地に土壤汚染はありますか？
A	法又は条例に基づき土壤調査を実施し、横浜市に報告された場合については、法では区域又は区域の指定が解除された土地、条例では区域、区域の指定が解除された土地又は基準適合地の台帳を作成し、土壤汚染状況調査の結果をホームページや窓口で公表しています。詳しくは 土壤汚染関連公表情報の概要のページ をご覧ください。 自主的な調査等が行われており、届出されていないものについては横浜市では把握していませんので、土地所有者等に直接お問い合わせください。
Q	横浜市内で自然由来特例区域・埋立地特例区域はありますか？
A	横浜市内で当該区域がある場合は、 区域の一覧 の備考欄に記載しています。

土壤汚染対策の手続き全般に関すること

法・条例共通	
Q	どのような場合土壤汚染対策関係の届出が必要ですか？
A	特定有害物質を使用等する特定施設や事業所の廃止時又は土地の形質の変更時等に土壤汚染対策関係の届出が必要になります。 詳しくは 土壤汚染対策の手続きのページ をご覧ください。
Q	特定有害物質の使用等の定義は何ですか？
A	法では、特定有害物質を製造、使用、処理するものをいいます。 条例では上記に加えて、特定有害物質の保管、貯蔵も含まれます。 なお、製造、使用、処理、保管、貯蔵の定義は法に準じます。詳細は 法の施行通知 をご覧ください。
Q	事業所敷地内の建物において、関連会社が入替わる際には、どのような手続きが必要となりますか？
A	特定有害物質使用等事業所の廃止に該当する場合は、条例土壤汚染状況調査が必要となりますが、テナントの入替であれば、調査の猶予を受けられる場合があります。調査猶予については、土地所有者等の申請を受けて本市が確認することになりますが、建物解体等の際には確認を取り消し、調査を求めることとなります。 有害物質使用特定施設の廃止を伴う場合は法の土壤汚染状況調査の義務が生じ、法での手続きも必要となりますが、同様に調査の猶予を受けられる場合があります。法の土壤汚染状況調査の義務が生じた場合は、条例土壤汚染状況調査は不要となります。
法のみ	
Q	有害物質使用特定施設とは何ですか？
A	水質汚濁防止法第2条第2項で規定されている特定施設であり、かつ土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質を製造・使用又は処理する施設のことを言います。
条例のみ	
Q	特定有害物質使用等事業所とは何ですか？
A	平成24年10月1日時点で操業している事業所で、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵をしている、又は過去にしていた事業所は全て該当します。なお、横浜市が特定有害物質使用等事業所を指定する制度ではありません。
Q	特定有害物質使用等事業所であるかどうかはどのように調べたら良いですか？
A	その土地における特定有害物質の使用等(製造・使用・処理・貯蔵・保管)の履歴を調べる必要があります。 特定有害物質の使用等の履歴の調べ方として、①土地の所有者や事業者へのヒアリング、②水・土壤環境課で保有している事業所からの届出に基づく公表資料・その他の公表情報を調べる方法があります。 ②については、 土壤汚染関連公表情報の概要のページ にまとめていますので、調査の参考としてください。土壤汚染関連の公表台帳から例えば以下のことが分かります。 ・「土壤調査の猶予を受けている土地」は、有害物質使用特定施設の廃止、特定施設での特定有害物質の使用の廃止又は特定有害物質使用等事業所の廃止を契機として調査義務がかかっている土地

	<p>となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「条例基準適合地台帳」に掲載されている土地は、特定有害物質使用等事業所の廃止、形質変更又は特定有害物質の使用履歴のある土地の形質変更を契機として土壌調査を実施しています。 ・「旧条例公表台帳」に掲載されている土地は、平成24年条例改正前に土壌汚染有害物質使用事業所の廃止又は形質変更を契機として土壌調査を実施しています。
Q	ガソリンスタンドは、特定有害物質使用等事業所に該当しますか？
A	ガソリン中には特定有害物質として定められるベンゼンが含まれているため、タンク内でガソリン(特定有害物質)の貯蔵・保管を行うガソリンスタンドは、特定有害物質使用等事業所に該当します。なお、ガソリンスタンドに該当しない事業形態であっても、敷地内においてガソリンの出し入れを行うタンクを有する事業所は、特定有害物質使用等事業所に該当します。
Q	PCB 廃棄物を保管している事業所は、特定有害物質使用等事業所に該当しますか？
A	PCB は特定有害物質ですが、特定有害物質又はこれを含む液体等が密閉された状態で、屋内で取り扱われている場合は、「特定有害物質の製造、使用、処理、保管又は貯蔵」にあたりません。安定器の密閉状態が維持されていなかった場合は、特定有害物質使用等事業所に該当します。
Q	事業所で「ほう酸」含有の殺虫剤、「ふっ素」含有の歯磨き粉を使用しています。特定有害物質使用等事業所に該当しますか？
A	事業所の事業活動の主目的でなく、一般消費者と同様に市販の製品を利用する行為は、特定有害物質の使用・保管等には、該当しません。 (該当しないものの利用例) 蛍光灯(水銀)・ふっ素入り歯磨き粉・ほう酸入り殺虫剤・ニッカド電池・鉛蓄電池・医薬品・農薬
Q	検査の標準試薬で微量の有害物質を使用していますが、条例第64条の使用状況等の記録は必要ですか？また、ほとんど使用しない試薬についても記録は必要ですか？
A	特定有害物質の使用量を問わず、特定有害物質の使用等をしている場合は、特定有害物質使用等事業所に該当するため、標準試薬の使用であっても、条例第64条に基づく記録の対象となります。また、特定有害物質に関する記録事項に「保管量」があるため、「試薬の購入量」がわかれば、「使用量」が算出できるものと考えます。

土地の形質の変更に関すること

法・条例共通	
Q	土地の形質の変更とはどのような行為ですか？
A	土地の形状を変更する行為全般を言います。土地の掘削、盛土、敷均し、建物の基礎の撤去又は杭打ち等、土に触れる行為が該当します。
Q	建築物の解体を予定しているが、届出対象となりますか？
A	建築物の解体だけでは、形質変更には該当しません。基礎部分の撤去等により、土壌部分までを変更する場合には、形質変更には該当するため、届出対象となります。
Q	既に一定規模以上の土地の形質の変更の届出をしている工事について、届出後に計画が変わり施工範囲が拡大することになった。拡大面積は500平方メートルほどだが、届出は必要ですか？
A	既に届出されている土地の形質の変更と一連の行為であり、施工計画の変更や追加に伴い新たな土地で形質の変更が生じた場合は追加の届出が必要です。
Q	非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更は、事後の届出も不要でしょうか？
A	非常災害のために必要な応急措置として行われる形質変更については、法及び条例に基づく事前の届出の対象とはなりません。 ただし条例第149条第2項に基づく報告が必要となる場合があります。 形質変更時要届出区域内で実施された場合には法第12条第3項に基づく事後届出が、条例形質変更時要届出区域内で実施された場合は条例第67条の2第3項に基づく事後届出が必要となります。
Q	数年にわたる大きな事業を計画しており、1期工事と2期工事に分かれているが、どこまでを一連の工事とみなすのでしょうか？
A	同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一の敷地に存在することを必ずしも要せず、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断するものであるため、工

	事計画段階で当課までご相談ください。
Q	計画が未定で、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに掘削・盛土の範囲が確定できない場合、どうすれば良いですか？
A	「敷地の全部の範囲を掘削する」など範囲を広めに設定して、届出を提出することもできます。その後、計画が確定し掘削しない範囲ができて、届出書を再提出する必要はありません。なお、掘削しないとして提出した範囲を掘削することとなった場合は、当該範囲に着手する30日前までに再提出が必要です。
Q	過去に行った土壌調査の結果を土地の形質の変更届出書と一緒に提出することはできますか？
A	添付することは可能です。どちらも形質変更の30日前までに届出に合わせ提出する必要があります。 【調査を履行した報告書として提出する場合】 届出時点における法に則って指定調査機関が行った調査であること、調査日以降に新たな汚染が生じていないことを確認したことを含む報告書の内容であることが必要です。 【調査を履行したものとして扱わず参考資料として添付する場合】 添付された過去の調査の内容を含めて、行政保有情報の確認を行い、当課が調査命令発出の要否を判断します。
Q	運河により A 工場、B 工場に分かれている事業所において、A 工場から B 工場に排水配管が接続されています。この場合の「敷地の範囲」、「A 工場-B 工場間の土壌の移動」について、教えてください。
A	排水配管等で接続され一体の生産プロセスとなっている場合は、一つの工場・事業場の敷地と考えるため、飛び地であっても A 工場と B 工場を併せて同一の事業所敷地と考えます。 A 工場-B 工場間の土壌の移動について、事業所敷地内のみを通して土壌を移動する場合は敷地外へ搬出ししない行為となりますが、土壌を移動する際に事業所の敷地の外を通る場合は、敷地外への搬出に該当します。
Q	形質変更時の調査命令発出の有無は、横浜市ではどのような資料を基に判断しているのでしょうか？
A	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、下水道法、条例等に基づく本市への提出書類等をもとに判断しています。
Q	土壌の飛散等拡散の防止措置はどのようなものが考えられますか？
A	作業エリア周辺への仮囲い設置、掘削作業中の散水等が考えられます。
法のみ	
Q	有害物質使用特定施設を持つ土地において900平方メートル以上の形質変更を行う際は届出が必要となるが、過去に特定施設において特定有害物質を使用していた場合、形質変更の際に届出は必要ですか？
A	法施行(平成15年2月)前に廃止されている有害物質使用特定施設は対象外のため、届出は不要です。ただし、法施行後に有害物質使用特定施設を廃止した場合、法第3条第1項の土壌汚染状況調査の報告前又は法第3条第1項ただし書の確認申請中は法第4条第1項に基づく届出が必要となり、ただし書確認を受けた後は法第3条第7項に基づく届出が必要となります。
Q	法第3条第7項の届出はあらかじめ届け出ることとなっているが、目安として形質変更の何日前でしょうか？
A	法第3条第7項の形質変更届出を受け付けてから法第3条第8項の調査命令を発出するまで30日程度かかります。調査結果の報告を行うまで原則として土地の形質の変更を実施することができないため、計画に余裕をもって届け出てください。
条例のみ	
Q	特定有害物質使用等事業所の敷地において、土壌を外部へ搬出ししない形質変更は、届出対象外となり、何の規制もかからないのですか？汚染のおそれのある土壌が敷地内を移動することで問題は無いのでしょうか？
A	届出対象外の形質変更であっても、特定有害物質使用等事業所の敷地である場合は、当該変更について「事業所の敷地の造成の状況」として条例第64条第1項の記録を行う必要があります。この記録は、条例第64条の2第2項、同第65条第2項又は第3項の調査が行われる際に、土壌調査地点の選定等のために活用されるものと考えています。

土壌汚染状況調査に関すること

法・条例共通	
Q	土壌調査が必要になるのはどのような場合ですか？
A	土壌調査が必要になるのは以下の場合です。 ①特定有害物質使用等事業所又は有害物質使用特定施設を廃止した場合 ②形質の変更の届出を受けて、横浜市長が土壌調査の必要があると判断した場合 ③その他、土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると横浜市長が認めた場合 詳しくは 土壌汚染対策のしくみのページ をご覧ください。
Q	土壌調査を実施するのは誰ですか？
A	原則として土地の所有者等が自ら依頼した 指定調査機関 が実施します。
Q	土壌調査を実施する場合どうしたら良いですか？
A	法又は条例に基づく土壌調査が必要になった場合、 指定調査機関 に依頼してください。 指定調査機関が、まず土地の履歴の調査で汚染のおそれを判断し、必要な場合は土壌ガス調査や土壌採取調査を実施します。その後土地の所有者等から土壌汚染状況調査結果報告書を横浜市に提出していただきます。
Q	形質変更時の土壌調査について、形質変更の範囲(深度)は考慮されるのでしょうか？
A	形質変更の範囲(深度)は考慮されます。最大掘削深度よりも1mを超える深さに採取対象の土壌がある場合、当該土壌については調査をしないことも可能です。 例えば最大掘削深度が1mで有害物質使用特定施設の埋設配管がGL-50cmの位置にある場合、配管下部の土壌調査を実施する必要がありますが、最大掘削深度が1mで埋設配管がGL-3mの位置にある場合、配管下部の土壌調査をしないことも可能です。
Q	形質変更の掘削深度+1mの調査で汚染が確認された場合、それ以深の調査は必要ですか？
A	調査命令に対する報告としては必須ではないですが、区域の指定を解除する場合は別途汚染の範囲を確定する必要があります。
Q	土壌調査の結果、汚染が認められた場合はどうなるのですか？
A	土壌調査の結果基準を超過していた場合、法又は条例に基づき、(条例)要措置区域又は(条例)形質変更時要届出区域に指定されます。区域について詳しくは 汚染された区域に指定された土地のページ をご覧ください。
法のみ	
Q	操業中の事業所で実施した土壌調査の結果を、有害物質使用特定施設の廃止時に利用することはできますか？
A	有害物質使用特定施設の廃止時に改めて調査を行う必要があります。廃止前の調査以降も特定有害物質を使用しているならば、新たに汚染のおそれを生じているため、廃止時に改めて調査を行う必要があります。
Q	操業中の事業所で土壌調査を実施し土壌汚染除去の措置を行った場合、有害物質使用特定施設廃止時の調査は不要となりますか？
A	操業中に自主調査を行い、措置を行ったとしても、有害物質使用特定施設の廃止時に改めて調査を実施する必要があります。
条例のみ	
Q	条例第64条の「特定有害物質の使用状況等の記録」は、(条例)土壌汚染状況調査結果報告書の地歴調査相当とみなせますか？
A	条例第64条第1項の記録は、指定調査機関が行う地歴調査を補助する位置づけと考えています。
Q	区域の指定基準、地下水基準は、土壌汚染対策法と同じですか？
A	区域の指定基準、地下水基準は法と同じです。
Q	浅い位置で土壌溶出量基準超過が確認された場合、条例第68条の2に基づく地下水調査は、深い位置までボーリングして行う必要がありますか？
A	帯水層への影響についての的確に評価するために、必要に応じてボーリング調査を実施する必要があります。
Q	ダイオキシン類の調査は、指定調査機関が実施する必要がありますか？
A	「ダイオキシン類による汚染の状況を適切に調査することができる者」が実施する必要があり、必ず

	しも指定調査機関が実施する必要はありません。
Q	「ダイオキシン類対策特措法」と「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、定期的に管理状況等の調査・記録・報告を行っている廃棄物焼却炉を設置しています。「ダイオキシン類に関わる記録の管理等」は特措法と廃棄物条例の規定の順守が同等の行為と認められるでしょうか？
A	条例規則第60条第2項に掲げる事項が全て含まれていれば、同等の行為とすることは可能です。

(条例)要措置区域・(条例)形質変更時要届出区域に関すること

法・条例共通	
Q	調査結果を報告後、区域指定されるまでにどれぐらいの期間がかかりますか？
A	目安として、報告書の受付から横浜市報に公示されるまで2～3か月程度かかります。
Q	地下水基準を超過していた場合、その旨を周知及び公表する必要がありますか？
	地下水汚染が確認された場合は、汚染が拡散しているかを確認し、拡散している場合は拡散防止措置を実施すると共に、当該調査結果等についての周辺住民への周知及び公表を行う必要があります。
Q	要措置区域において措置を実施する際の施行方法について、地下水位の管理と地下水の水質の監視はどちらも行う必要がありますか？
A	告示5号のとおり、汚染状態・施行内容によってはどちらも行う必要があります。
Q	汚染のおそれが生じた位置が地中にあり、当該深度で土壌調査を実施した結果、基準に適合しておらず区域指定された場合、汚染のおそれが生じた位置より浅い位置の土壌は汚染土壌として扱う必要がありますか？
A	区域指定は平面で行うため、区域内の土壌は全て汚染土壌として扱い、区域外へ搬出する場合は事前に(条例)汚染土壌の区域外搬出届出書を提出する必要があります。ただし認定調査を実施し、基準適合が確認され、横浜市長の認定を受けた土壌は除きます。
Q	土壌汚染が確認された場合に(条例)土壌汚染状況調査報告書と汚染除去等計画を同時に提出することはできますか？
A	土壌汚染状況調査報告書を提出する時点では(条例)要措置区域になるか不明のため、同時に提出することはできませんが、計画を早期に作成することが望ましいです。
Q	区域の解除について、地下水基準超過があった場合は、措置後の地下水モニタリングが必要ですか？
A	地下水基準超過があった区域を解除する場合、汚染の除去等の措置を実施した後、地下水基準に適合していることを確認する最低2年間の地下水モニタリングが必要です。
法のみ	
Q	工業専用地域で事業所の下流側が海の場合、事業所で特定有害物質を使用等していても、臨海部特例区域の要件を満たす可能性はありますか？
A	土壌調査の結果、人為等由来の汚染のおそれが「ない」又は「少ない」土地に分類された場合は要件を満たす可能性があります。
条例のみ	
Q	自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域及び臨海部特例区域は条例にも規定されていますか？
A	法の自然由来特例区域、埋立地特例区域及び埋立地管理区域に相当する区域の要件を条例施行規則第59条の28第4号から第6号に規定しています。なお、法の臨海部特例区域に相当する区域の要件は条例で規定していません。

【お問合せ先】

みどり環境局水・土壌環境課 土壌対策担当

TEL:045-671-2494 E-Mail:mk-dojo@city.yokohama.lg.jp